

2007年4月23日

〒120-8510 東京都足立区中央本町1-17-1

足立区衛生部長（足立保健所長）

黒岩京子様

（黒岩様異動の場合は、後任の衛生部長様が御覧ください）

〒 東京都足立区
（家庭の事情により電話番号省略）
（留守電、携帯、FAX、メールアドレスは無）
半沢一宣（印）

区内の屋外公共施設での受動喫煙防止に係る事実関係等に関する問い合わせ

前略失礼いたします。

標記の件について、区の姿勢に疑問点がございまして、区民等の公衆衛生を所管する貴部の見解を御教示いただきたく、お便りさしあげます。

なお、本状は事実経過の確認を目的としたものであり、標記の問題に係る衛生部（保健所）の姿勢を批判するためのものではない点を、くれぐれも誤解なさいませぬようお願い申し上げます。

私は、区が昨年「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」を施行したのに関連して北千住駅付近に2ヶ所の喫煙所を設置したことに対して、この喫煙所がその周辺での新たな受動喫煙被害を誘発することに疑問を抱いたため、区議会に「健康増進法第25条に違反している、禁煙特定区域内の喫煙所の撤去などを求める陳情」を提出しました。

この陳情は、昨年11月6日に開かれた区議会区民環境委員会で審査されました。その席で、上記の条例を所管する区民部の亀村精一・区民課長は、健康増進法第25条の規定について、要旨「この条文では受動喫煙の定義の部分に『室内又はこれに準ずる環境において』という文言が含まれている。今回問題とされている喫煙所は屋外に設置したもので、この条文には違反していないと考えている」と答弁していました。

その一方で、区民課長は、昨年11月17日付け「18足区区収第1909号」文書で「（喫煙所の）周囲には植栽等を設置して一般の通行とは隔地しており、受動喫煙の防止に配慮した」としています。

ところで、私は最近、土木部計画調整課が所管する区のコミュニティバス「はるかぜ」の某バス停で、東京都・足立区・運行バス会社の3者の連名で「バス停留所地内禁煙 健康増進法第25条の定めによりバス停留所地内での喫煙を禁止します」という告知文が明記されているのを発見しました。

バス停とは、言うまでもなく屋外に設置された公共施設です。このことは、区（少なくとも土木部）は、健康増進法第25条は（バス停という）屋外公共施設での受動喫煙の防止にも関係する規定であるという見解を取っていることを意味しています。

したがって、先に引用した区議会での区民課長の答弁は、このことと明らかに矛盾していることとなります。そもそも、もしも区（区民部）が、区議会での答弁のように「屋外での受動喫煙の防止を怠っても法令違反にはならない（から問題はない）」と本当に考えているのだとしたら、喫煙所設置にあたり「植栽等を設置して...受動喫煙の防止に配慮」した事実とも、話のつじつまが合わなくなる理屈です。

私は、北千住駅前の喫煙所の問題に係る区民課長の一連の対応方が、目の前の批判をか

わすためだけの、その場しのぎのためのものでしかなかったことを、今回の「はるかぜ」バス停の禁煙告知文を発見したことで確信するに至りました。

私は、今回「はるかぜ」バス停での禁煙告知文を発見したことで、以下の4項目について疑問を感じるようになっております。

北千住駅前への喫煙所設置の際、区民部と衛生部との間でどのような事前協議が行われていたのか、それとも何も行われていなかったのか。区民部から衛生部に、どのような対策を講じれば受動喫煙の防止が可能かなど、専門的な内容に係る事項の照会があったのかどうか。それとも衛生部が「受動喫煙の防止にはこういう対策が必要」と勧告したのに、区民部がそれを無視したといったような経過があったのかどうか。

上記に係る事前協議が何もなかったのだとしたら、区民部が受動喫煙防止＝公衆衛生上問題がある喫煙所の設置を独断で進めてしまったのを、衛生部が止めることができなかった理由は何だったのか。

「はるかぜ」バス停に禁煙の告知文を明記するにあたっては、土木部と衛生部との間でどのような事前協議が行われていたのか。それとも何も協議がなく、土木部独自の判断で禁煙告知文が入れられたのか。

北千住駅前の喫煙所の周辺で、区民等が現に受動喫煙被害を強要されている事実があること、及び健康増進法第25条の解釈が部署によって異なっている事実があること（縦割り行政の弊害）について、衛生部ではどのように考えているのか。

何かと御多忙のおり誠に恐縮ですが、上記4項目の事実関係又は貴部の見解につきまして、来月19日（土曜日）まで必着にて書面で御教示くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

取り急ぎ用件のみにて失礼いたします。

添付資料（一部を除き両面印刷）

2006年10月14日付け・足立区議会あて「健康増進法第25条に違反している、禁煙特定区域内の喫煙所の撤去などを求める陳情」（全2ページ）

2006年11月6日に上記の陳情が審査されたときの、足立区議会区民環境委員会の傍聴記録（全2ページ）

2007年11月7日付け・区民課長あて「禁煙特定区域内の喫煙所の周辺における受動喫煙対策等に関する質問状」（全3ページ）

2007年11月17日付け・区民課長からの回答書（「18足区区収第1909号」文書、全1ページ）

「はるかぜ」バス停の禁煙告知文の写真（2007年4月20日撮影、モノクロ印刷、全2枚）

以上

記事 配達記録郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局

第693-66-29927-3号

平成19（2007）年4月24日 足立郵便局にて配達完了